

# 特定地域型保育事業 確認検査基準

※家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業

(令和5年4月1日適用)

江戸川区子ども家庭部子育て支援課

## 目 次

1 基本原則 .....	1	4 利用者負担額等の受領 .....	9
2 利用定員に関する基準 .....	1	5 会計の区分 .....	10
3 運営に関する基準 .....	2	6 保育に関する基準 .....	11
(1) 内容及び手続の説明及び同意 .....	2	(1) 心身の状況等の把握 .....	11
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止 .....	2	(2) 小学校等との連携 .....	11
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 .....	2	(3) 特定地域型保育の提供の記録 .....	11
(4) 特定教育・保育提供困難時の対応 .....	3	(4) 特定地域型保育の取扱方針 .....	11
(5) 区が行うあっせんへの協力 .....	3	(5) 相談及び援助 .....	11
(6) 区が行う利用調整への協力 .....	3	(6) 緊急時等の対応 .....	11
(7) 受給資格等の確認 .....	3	(7) 事故発生の防止及び発生時の対応 .....	12
(8) 支給認定申請の援助 .....	3	(8) 特定地域型保育の質の向上 .....	12
(9) 連携施設の設定 .....	4	7 記録の整備 .....	13
(10) 施設型給付費等の額の通知 .....	5		
(11) 評価 .....	5		
(12) 支給認定保護者に関する区への通知 .....	5		
(13) 運営規程 .....	6		
(14) 勤務体制の確保 .....	6		
(15) 利用定員の遵守 .....	6		
(16) 揭示 .....	7		
(17) 差別の禁止 .....	7		
(18) 虐待等の禁止 .....	7		
(19) 秘密保持、個人情報保護 .....	7		
(20) 情報の提供 .....	8		
(21) 利益供与等の禁止 .....	8		
(22) 苦情解決 .....	8		
(23) 地域との連携 .....	9		

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年江戸川区条例第54号)	区確認条例
3	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」	平26府令39

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 基本原則	<p>1 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、江戸川区(以下「区」という。)、小学校、他の特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、当該特定保育事業者を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。</p> <p>2 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するよう努めているか。</p> <p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めているか。</p> <p>4 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第3条第1項 (2) 区確認条例第3条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第3条第2項 (2) 区確認条例第3条第2項</p> <p>(1) 平26府令39第3条第3項 (2) 区確認条例第3条第3項</p> <p>(1) 平26府令39第3条第4項 (2) 区確認条例第3条第4項</p>	<p>(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない。</p> <p>(1) 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するよう努めていない。</p> <p>(1) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めていない。</p> <p>(1) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。 (2) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である。</p>	C B B C B
2 利用定員に関する基準	<p>1 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)に係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めなければならない。</p>	<p>1 各事業ごとの利用定員が遵守されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育 1人以上5人以下</li> <li>・小規模A型・B型 6人以上19人以下</li> <li>・小規模C型 6人以上10人以下</li> <li>・居宅訪問型 1人</li> </ul> <p>2 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第37条第1項 (2) 区確認条例第37条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第37条第2項 (2) 区確認条例第37条第2項</p>	<p>(1) 利用定員が遵守されていない。</p> <p>(1) 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていない。</p>	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を、平26府令39第62条第2項各号及び第3項に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)により提供しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、電磁的方法により前項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式</p> <p>3 前項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対して重要な事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 重要な事項等を交付し説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>2 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第38条 (2) 区確認条例第38条</p> <p>(1) 平26府令39第62条第2項、第3項、第4項 (2) 区確認条例第53条第2項、第3項、第4項</p> <p>(1) 平26府令39第62条第5項 (2) 区確認条例第53条第5項</p>	<p>(1) 重要な事項等を交付し説明を行い、同意を得ていない。 (2) 重要な事項等を交付や、利用申込者の同意の取得が不十分である。</p> <p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていがない。</p> <p>(1) 重要な事項の提供を電磁的方法により行っている。(前項の承諾を得た場合を除く。)</p>	C B C C
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止	1 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	1 支給認定保護者からの利用の申込みを受けたとき、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。	(1) 法第33条第1項 (2) 平26府令39第39条第1項 (3) 区確認条例第39条第1項	(1) 支給認定保護者からの利用の申込みを受けたとき、正当な理由がなくこれを拒んでいる。	C
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。</p> <p>2 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>1 保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考を行っているか。</p> <p>2 選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p>	<p>(1) 法第33条第2項 (2) 平26府令39第39条第2項 (3) 区確認条例第39条第2項</p> <p>(1) 平26府令39第39条第3項 (2) 区確認条例第39条第3項</p>	<p>(1) 保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。 (2) 選考方法が不十分である。</p> <p>(1) 選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っていない。 (2) 明示方法が不十分である。</p>	C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 特定教育・保育提供困難時の対応	特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合、その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、区確認条例第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 平26府令39第39条第4項 (2) 区確認条例第39条第4項	(1) 連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。  (2) 措置が不十分である。	C B
(5) 区が行うあっせんへの協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区が行うあっせん・要請に対し、協力しているか。	(1) 平26府令39第40条第1項 (2) 区確認条例第40条第1項	(1) 区が行うあっせん・要請に対し、協力できていない。	B
(6) 区が行う利用調整への協力	特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区が行う調整・要請に対し、協力しているか。	(1) 平26府令39第40条第2項 (2) 区確認条例第40条第2項	(1) 区が行う調整・要請に対し、協力できていない。	B
(7) 受給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめなければならない。	1 受給資格等を確認しているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第8条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第8条)	(1) 受給資格等を確認していない。  (2) 受給資格等の確認が不十分である。	C B
(8) 支給認定申請の援助	1 特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。  2 特定地域型保育事業者は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間に満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  2 原則、有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第9条第1項) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第9条第1項)  (1) 平26府令39第50条【準用】 平26府令39第9条第2項 (2) 区確認条例第50条【準用】 区確認条例第9条第2項	(1) 当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていない。  (2) 必要な援助が不十分である。  (1) 原則、有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助を行っていない。  (2) 援助が不十分である。	C B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 連携施設の設定	<p>1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者より特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、区確認条例第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1項に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援、その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設を言う。)その他の区の指定する施設(以下「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であって、区確認条例第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供、その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しているか。</p> <p>2 連携する障害児入所施設その他の区の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しているか。</p> <p>3 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報を提供し、密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第42条第1項 (2) 区確認条例第42条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第42条第2項 (2) 区確認条例第42条第6項</p> <p>(1) 平26府令39第42条第3項 (2) 区確認条例第42条第7項</p> <p>(1) 平26府令39第42条第4項 (2) 区確認条例第42条第9項</p>	<p>(1) 連携施設を適切に確保していない。</p> <p>(1) 居宅訪問型保育連携施設を適切に確保していない。</p> <p>特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報を提供し、密接な連携に努めていない。</p>	C C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 施設型給付費等の額の通知	<p>1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。事項において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、区確認条例第13条第2項の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。</p> <p>2 特定地域型保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第14条第1項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第14条第1項)</p> <p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第14条第2項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第14条第2項)</p>	<p>(1) 法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を、支給認定保護者に対し通知していない。</p> <p>(2) 支給認定保護者に対する通知が不十分である。</p> <p>(1) 必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対し交付していない。</p> <p>(2) 特定地域型保育を提供したことを証する書類の交付に不備がある。</p>	C B C B
(11) 評価	<p>1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>1 自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>2 定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第45条第1項</p> <p>(2) 区確認条例第45条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第45条第2項</p> <p>(2) 区確認条例第45条第2項</p>	<p>(1) 自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。</p> <p>(2) 評価や改善が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めていない。</p>	C B B
(12) 支給認定保護者に関する区への通知	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区内に通知しなければならない。	1 支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた、又は受けようとした場合に、遅滞なく意見を付して区内に通知しているか。	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第19条)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第19条)</p> <p>(3) 区確認条例第49条第2項第3号</p>	<p>(1) 支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた、又は受けようとした場合に、遅滞なく意見を付して区内に通知していない。</p> <p>(2) 区に対する通知が不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(13) 運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 提供する特定地域型保育の内容</li> <li>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>(6) 利用定員</li> <li>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(区確認条例第39条第2項に規定する選考方法を含む。)</li> <li>(8) 緊急時等における対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</li> </ul>	1 重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 平26府令39第46条 (2) 区確認条例第46条	(1) 重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 重要事項に関する規程が一部不十分である。	C B
(14) 勤務体制の確保	<p>1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>2 当該特定地域型保育事業所の職員によって、特定地域型保育を提供しているか。</p> <p>3 研修の機会を確保しているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第47条第1項 (2) 区確認条例第47条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第47条第2項 (2) 区確認条例第47条第2項</p> <p>(1) 平26府令39第47条第3項 (2) 区確認条例第47条第3項</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めているか。 (2) 職員の勤務体制が不十分である。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業所の職員によって、特定地域型保育を提供していない。</p> <p>(1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修の機会の確保が不十分である。</p>	C B C C B
(15) 利用定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	1 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	(1) 平26府令39第48条 (2) 区確認条例第48条	(1) 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っている。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(16) 揭示	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。	1 重要事項の掲示を行っているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第23条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第23条)	(1) 重要事項の掲示を行っていない。 (2) 重要事項の掲示が不十分である。	C B
(17) 差別の禁止	特定地域型保育事業者においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第24条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第24条)	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
(18) 虐待等の禁止	特定地域型保育事業者の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第25条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第25条)	(1) 職員が支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
(19) 秘密保持、個人情報保護	1 特定地域型保育事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜例＞ 必要な措置…規程等の整備、雇用時の取り決め 等  3 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。	1 正当な理由がなく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはいるか。  2 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じているか。  3 個人情報保護に関し保護者の同意を得ているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第27条第1項) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第27条第1項)  (1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第27条第2項) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第27条第2項)  (1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第27条第3項) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第27条第3項)	(1) 正当な理由がなく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。  (1) 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない。  (1) 情報提供をする際、文書により保護者から同意を得ていない。 (2) 保護者からの同意の取得が不十分である。	C C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(20) 情報の提供等	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるよう、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>2 当該特定地域型保育事業について広告する内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第28条第1項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第28条第1項)</p> <p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第28条第2項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第28条第2項)</p>	<p>(1) 当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業について広告する内容が虚偽又は誇大なものとなっている。</p>	B C
(21) 利益供与等の禁止	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	<p>1 利益供与は行われていないか。</p> <p>2 利益收受は行われていないか。</p>	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第29条第1項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第29条第1項)</p> <p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第29条第2項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第29条第2項)</p>	<p>(1) 利益供与が行われている。</p> <p>(1) 利益收受が行われている。</p>	C C
(22) 苦情解決	<p>1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して、区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>2 苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>3 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第30条第1項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第30条第1項)</p> <p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第30条第2項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第30条第2項)</p> <p>(3) 区確認条例第49条第2項第4号</p> <p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第30条第3項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第30条第3項)</p>	<p>(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 苦情の内容等を記録していない。</p> <p>(2) 記録が不十分である。</p> <p>(1) 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めていない。</p>	C B C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>4 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問、若しくは特定地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。</p>	<p>4 区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行っているか。</p> <p>5 区が求めた改善内容を区に報告しているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第30条第4項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第30条第4項)</p> <p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第30条第5項)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第30条第5項)</p>	<p>(1) 区が行う調査に協力していない。</p> <p>(2) 区の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 区が求めた改善内容を区に報告していない。</p>	C C C
(23) 地域との連携	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第31条)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第31条)</p>	(1) 地域との交流に努めていない。	B
4 利用者負担額等の受領	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区が定める額とする。)をいう。)の支払を受けなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けなければならない。</p>	<p>1 利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>2 法定代理受領を受けないときに、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第43条第1項</p> <p>(2) 区確認条例第43条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第43条第2項</p> <p>(2) 区確認条例第43条第2項</p>	<p>(1) 利用者負担額の支払を受けていない。</p> <p>(2) 利用者負担額の受領が不十分である。</p> <p>(1) 法定代理受領を受けないときに、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けていない。</p> <p>(2) 支払の受領が不十分である。</p>	C B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用のみ当該費用の額の支払を支給認定保護者から受けことができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担せざることが適当と認められもの</p>	<p>3 特に必要であると認められる対価の支払の額について定められた範囲内で設定されているか。</p> <p>4 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第43条第3項 (2) 区確認条例第43条第3項</p> <p>(1) 平26府令39第43条第4項 (2) 区確認条例第43条第4項</p>	<p>(1) 特に必要であると認められる対価の支払の額について定められた範囲内で設定されていない。</p> <p>(1) 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けている。</p>	C
	<p>5 特定地域型保育事業者は前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、区確認条例第43条第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>5 費用の支払に対し、領収証を交付しているか。</p> <p>6 使途・額・支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、第4項の金銭の支払に係る同意を除き、文書による同意を得ているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第43条第5項 (2) 区確認条例第43条第5項</p> <p>(1) 平26府令39第43条第6項 (2) 区確認条例第43条第6項</p>	<p>(1) 費用の支払に対し、領収証を交付していない。 (2) 領収証の交付が不十分である。</p> <p>(1) 使途・額・支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、第4項の金銭の支払に係る同意を除き、文書による同意を得ていない。 (2) 文書による同意が不十分である。</p>	C B
5 会計の区分	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定地域型保育事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。	<p>(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第33条)</p> <p>(2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第33条)</p>	(1) 特定地域型保育事業の会計を他の事業の会計と区分していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 保育に関する基準					
(1) 心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 支給認定子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	(1) 平26府令39第41条 (2) 区確認条例第41条	(1) 支給認定子どもの心身の状況などの把握に努めていない。  (1) 特定地域型保育の提供の終了に際し、円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めなければならない。	B B
(2) 小学校等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定こどもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 小学校等との連携に努めているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第11条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第11条)	(1) 特定地域型保育の提供について、必要な事項を記録していない。  (2) 記録が不十分である。	C B
(3) 特定地域型保育の提供の記録	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定地域型保育の提供について、必要な事項を記録しているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第12条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第12条) (3) 区確認条例第49条第2項第2号	(1) 特定地域型保育の提供について、必要な事項を記録していない。  (2) 記録が不十分である。	C B
(4) 特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	1 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	(1) 平26府令39第44条 (2) 区確認条例第44条 (3) 保育所保育指針 (3) 区確認条例第49条第2項第1号	(1) 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていない。	C
(5) 相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切な応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 常に支給認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切な応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第17条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第17条)	(1) 常に支給認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切な応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていない。	C
(6) 緊急時等の対応	特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第18条) (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第18条)	(1) 支給認定子どもの体調急変時その他の必要な場合に、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	1 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第32条第1項)  (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第32条第1項)	(1) 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。  (2) 措置が不十分である。	C B
	2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2 事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第32条第2項)  (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第32条第2項)	(1) 必要な措置を講じていない。	C
	3 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第32条第3項)  (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第32条第3項)  (3) 区確認条例第49条第2項第5号	(1) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。  (2) 記録が不十分である。	C B
	4 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 平26府令39第50条【準用】 (平26府令39第32条第4項)  (2) 区確認条例第50条【準用】 (区確認条例第32条第4項)	(1) 損害賠償を速やかに行っていない。	C
(8) 特定地域型保育の質の向上	特定地域型保育事業者は、その提供する特定地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定地域型保育の質の向上に努めなければならない。【再掲 3-(11)評価】	1 提供する特定地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定地域型保育の質の向上に努めているか。	(1) 法第45条第5項	(1) 提供する特定地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定地域型保育の質の向上に努めていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 記録の整備	<p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 区確認条例第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 【再掲6-(4)】</p> <p>(2) 区確認条例第50条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 【再掲 6-(3)】</p> <p>(3) 区確認条例第50条において準用する第19条に規定する区への通知に係る記録 【再掲3-(12)】</p> <p>(4) 区確認条例第50条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 【再掲 3-(23)-2】</p> <p>(5) 区確認条例第50条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 【再掲 6-(7)-3】</p>	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 特定地域型保育の提供に当たっての計画の記録があるか。【再掲】</p> <p>2 特定地域型保育の提供について、必要な事項を記録しているか。【再掲】</p> <p>3 区への通知に係る記録を整備しているか。【再掲】</p> <p>4 苦情の内容等を記録しているか。【再掲】</p> <p>5 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。【再掲】</p> <p>6 その完結の日から5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 平26府令39第49条第1項 (2) 区確認条例第49条第1項</p> <p>(1) 平26府令39第49条第2項 (2) 区確認条例第49条第2項</p>	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。 (2) 記録の内容が不十分である。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画の記録がない。【再掲】 (2) 記録が不十分である。【再掲】</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供について、必要な事項を記録していない。【再掲】 (2) 記録が不十分である。【再掲】</p> <p>(1) 区への通知に係る記録が整備されていない。【再掲】 (2) 区への通知に係る記録が不十分である。【再掲】</p> <p>(1) 苦情の内容等を記録していない、【再掲】 (2) 記録が不十分である。【再掲】</p> <p>(1) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。【再掲】 (2) 記録が不十分である。【再掲】</p> <p>(1) その完結の日から5年間保存していない。</p>	C B C B C B C B C B C B C B C B